

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成28年11月4日
【会社名】	株式会社クスリのアオキホールディングス
【英訳名】	KUSURI NO AOKI HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青木 宏憲
【本店の所在の場所】	石川県白山市松本町2512番地
【電話番号】	076 276 7000
【事務連絡者氏名】	取締役 青木 孝憲
【最寄りの連絡場所】	株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地
【電話番号】	076 274 1111
【事務連絡者氏名】	株式会社クスリのアオキ 取締役兼常務執行役員 管理本部長 八幡 亮一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	24,599百万円 (注) 本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社クスリのアオキ(以下「クスリのアオキ」といいます。)の最終事業年度末日(平成28年5月20日)現在の貸借対照表上の株主資本の額(簿価)に、株式会社クスリのアオキホールディングス(以下「当社」といいます。)が、当社を株式交換完全親会社、クスリのアオキを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)により取得することとなるクスリのアオキ株式の所有割合(当社が本株式交換により取得することとなるクスリのアオキ株式の株式数を、クスリのアオキの発行済株式総数(自己株式を除く。)で除した割合をいう。)を乗じて得た額(百万円未満を四捨五入)を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社が平成28年11月4日開催の臨時株主総会において定款の一部変更の決議を行ったこと及び当社と株式会社クスリのアオキとの間で、平成28年11月4日付で株式交換契約に関する変更覚書を締結したことに伴い、平成28年8月2日付で提出いたしました有価証券届出書、平成28年8月19日付で提出いたしました訂正届出書及び平成28年9月30日付で提出いたしました訂正届出書の記載事項のうち、一部訂正すべき事項がありますので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

- 3 組織再編成に係る契約
- 7 組織再編成に関する手続

第三部 企業情報

第2 事業の状況

- 5 経営上の重要な契約等

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (1) 株式の総数等
 - 株式の総数
- 6 コーポレートガバナンスの状況等
 - (1) コーポレートガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 1 財務諸表等
 - (1) 財務諸表
 - 注記事項
 - （重要な後発事象）

第6 提出会社の株式事務の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

3【組織再編成に係る契約】

（訂正前）

2．株式交換契約の内容

株式交換契約書

（省略）

（訂正後）

2．株式交換契約の内容

株式交換契約書

（省略）

株式交換契約に関する変更覚書

株式会社クスリのアオキホールディングス（以下「甲」という。）と株式会社クスリのアオキ（以下「乙」という。）とは、甲乙間の平成28年6月30日付株式交換契約（以下「本契約」という。）の一部を変更することに関し、以下のとおり合意（以下「本合意」という。）したため、ここに覚書（以下「本覚書」）を作成する。

第1条（剰余金の配当に関する変更）

甲及び乙は、本契約第10条第3項以下を次のとおり変更することに合意する。

変更前	変更後
3．甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。	3．乙は、平成28年11月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、取締役会における承認を得て、普通株式1株につき7円を上限として、剰余金の配当を行うことができる。
4．（新設）	4．甲及び乙は、前三項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第2条（規定外事項）

本覚書に定めのない事項は、本契約によるものとする。

（以下余白）

本合意成立の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年11月4日

甲：石川県白山市松本町2512番地
株式会社クスリのアオキホールディングス
代表取締役社長 青木 宏憲

乙：石川県白山市松本町2512番地
株式会社クスリのアオキ
代表取締役社長 青木 宏憲

7【組織再編成に関する手続】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法 (訂正前)

本株式交換に関し、当社においては会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の各規定に基づき、株式交換契約、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、クスリのアオキの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、クスリのアオキにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及び当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、平成28年8月3日より当社本店に備え置いております。

の書類は、平成28年6月30日開催の当社及びクスリのアオキの取締役会において承認された株式交換契約であります。の書類は、本株式交換に際して株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに上記株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。

の書類は、本株式交換契約における、クスリのアオキの新株予約権者に対して交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明した書類であります。の書類は、クスリのアオキの平成28年5月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、クスリのアオキの平成28年5月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であり、の書類は当社の平成28年5月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であります。

これらの書類は、当社本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、本株式交換の効力が生ずる日までの間に、上記の から__に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

次に、クスリのアオキにおいては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条の各規定に基づき、株式交換契約、交換対価の相当性に関する事項、交換対価について参考となるべき事項、株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項、当社の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及びクスリのアオキにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、平成28年8月3日より、クスリのアオキ本店に備え置いております。

の書類は、平成28年6月30日開催の当社及びクスリのアオキの取締役会において承認された株式交換契約であります。の書類は、本株式交換に際して株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに上記株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。

の書類は、当社の定款の定め、当社株式の換価の方法、当社株式の市場価格に関する事項、当社の過去5年間にその末日が到来した各事業年度（最終事業年度を除きます。）に係る貸借対照表の内容等を説明するための書類、

の書類は、本株式交換契約における、クスリのアオキの新株予約権者に対して交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明した書類であります。の書類は、当社の平成28年5月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、当社の平成28年5月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であり、の書類は、クスリのアオキの平成28年5月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であります。

これらの書類は、クスリのアオキの本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、本株式交換の効力が生ずる日までの間に、上記の から__に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

（訂正後）

本株式交換に関し、当社においては会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の各規定に基づき、株式交換契約、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、クスリのアオキの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、クスリのアオキにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及び当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、平成28年8月3日より当社本店に備え置いております。また、当社においては会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の各規定に基づき、株式交換契約に関する変更覚書を平成28年11月4日より当社本店に備え置いております。

の書類は、平成28年6月30日開催の当社及びクスリのアオキの取締役会において承認された株式交換契約であります。の書類は、本株式交換に際して株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに上記株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。

の書類は、本株式交換契約における、クスリのアオキの新株予約権者に対して交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明した書類であります。の書類は、クスリのアオキの平成28年5月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、クスリのアオキの平成28年5月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であり、の書類は当社の平成28年5月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であり、の書類は、平成28年11月4日開催の当社及びクスリのアオキの取締役会において承認されたの書類の変更に関する覚書であります。

これらの書類は、当社本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、本株式交換の効力が生ずる日までの間に、上記の から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

次に、クスリのアオキにおいては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条の各規定に基づき、株式交換契約、交換対価の相当性に関する事項、交換対価について参考となるべき事項、株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項、当社の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及びクスリのアオキにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、平成28年8月3日より、クスリのアオキ本店に備え置いております。また、クスリのアオキにおいては会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条の各規定に基づき、株式交換契約に関する変更覚書を平成28年11月4日よりクスリのアオキ本店に備え置いております。

の書類は、平成28年6月30日開催の当社及びクスリのアオキの取締役会において承認された株式交換契約であります。の書類は、本株式交換に際して株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに上記株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。

の書類は、当社の定款の定め、当社株式の換価の方法、当社株式の市場価格に関する事項、当社の過去5年間にその末日が到来した各事業年度（最終事業年度を除きます。）に係る貸借対照表の内容等を説明するための書類、

の書類は、本株式交換契約における、クスリのアオキの新株予約権者に対して交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明した書類であります。の書類は、当社の平成28年5月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、当社の平成28年5月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であり、の書類は、クスリのアオキの平成28年5月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であり、の書類は、平成28年11月4日開催の当社及びクスリのアオキの取締役会において承認されたの書類の変更に関する覚書であります。

これらの書類は、クスリのアオキの本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、本株式交換の効力が生ずる日までの間に、上記の から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

第三部【企業情報】

第2【事業の状況】

5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社はクスリのアオキとの間で、平成28年6月30日、両社株主総会の承認を前提として、平成28年11月21日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、クスリのアオキを完全子会社とする株式交換を行うこととする株式交換契約を締結しております。

（後略）

（訂正後）

当社はクスリのアオキとの間で、平成28年6月30日、両社株主総会の承認を前提として、平成28年11月21日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、クスリのアオキを完全子会社とする株式交換を行うこととする株式交換契約を締結しております。また、当社はクスリのアオキとの間で、平成28年11月4日、当該株式交換契約に関する変更覚書を締結しております。

（後略）

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

（1）【株式の総数等】

【株式の総数】

（訂正前）

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,000,000（注）1
計	4,000,000

（注）1．当社は、平成28年11月21日までに、当社株主総会において、当社の発行可能株式総数を80,000,000株とする定款変更を実施する予定です。なお、かかる定款変更の効力は、本株式交換の効力発生を条件として、同年11月21日に発生することを予定しております。

（訂正後）

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,000,000（注）1
計	4,000,000

（注）1．平成28年11月4日開催の当社臨時株主総会において、当社の発行可能株式総数を80,000,000株とする定款変更が承認されました。なお、かかる定款変更の効力は、本株式交換の効力発生を条件として、同年11月21日に発生することを予定しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社の経営と様々な場面でかかわりをもつ株主、取引先、従業員、顧客及び地域社会などの利害関係者（ステークホルダー）との利益を調整しながら、効率的かつ健全な経営を可能とするシステムをいかに構築するかが重要な視点であると認識しております。

当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、上記の課題を実現するために、同日までに本株式交換により当社の完全子会社となるクスリのアオキと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築させていく予定です。

なお、当社の完全子会社となるクスリのアオキのコーポレート・ガバナンスの状況については、クスリのアオキの有価証券報告書（平成28年8月18日提出）をご参照下さい。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

当社は、取締役会、監査役及び会計監査人設置会社であります。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により監査役会を設置する予定であります。

（後略）

（訂正後）

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社の経営と様々な場面でかかわりをもつ株主、取引先、従業員、顧客及び地域社会などの利害関係者（ステークホルダー）との利益を調整しながら、効率的かつ健全な経営を可能とするシステムをいかに構築するかが重要な視点であると認識しております。

当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、上記の課題を実現するために、同日までに本株式交換により当社の完全子会社となるクスリのアオキと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築させていく予定です。

なお、当社の完全子会社となるクスリのアオキのコーポレート・ガバナンスの状況については、クスリのアオキの有価証券報告書（平成28年8月18日提出）をご参照下さい。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

当社は、取締役会、監査役及び会計監査人設置会社であります。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、監査役会を設置する予定であります。平成28年11月4日開催の当社臨時株主総会において、当社に監査役会を設置する定款変更が承認されました。かかる定款変更の効力は、本株式交換の効力発生を条件として、同年11月21日に発生することを予定しております。

（中略）

へ．社外取締役、社外監査役の責任限定契約に関する規定

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役に関し、責任限定契約を締結することができる旨の規定を設ける予定です。平成28年11月4日開催の当社臨時株主総会において、社外取締役及び社外監査役に関し、責任限定契約を締結することができる旨の定款変更が承認されました。かかる定款変更の効力は、本株式交換の効力発生を条件として、同年11月21日に発生することを予定しております。これは、社外取締役及び社外監査役の負担する責任を限定し、優秀な人材を招聘することを目的とするものであります。

第5【経理の状況】

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【注記事項】

(重要な後発事象)

(訂正前)

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成28年5月20日）

株式交換による持株会社体制への移行

当社（平成28年6月30日に、有限会社二階堂より、商号変更）の平成28年6月30日開催の取締役会において、平成28年11月21日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社クスリのアオキを株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、持株会社体制に移行することを決議し、同日において、株式会社クスリのアオキとの間で株式交換契約を締結いたしました。

（後略）

(訂正後)

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成28年5月20日）

株式交換による持株会社体制への移行

当社（平成28年6月30日に、有限会社二階堂より、商号変更）の平成28年6月30日開催の取締役会において、平成28年11月21日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社クスリのアオキを株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、持株会社体制に移行することを決議し、同日において、株式会社クスリのアオキとの間で株式交換契約を締結いたしました。また、当社の平成28年11月4日開催の取締役会において、当該株式交換契約の一部を変更することを決議し、同日において株式会社クスリのアオキとの間で株式交換契約に関する変更覚書を締結いたしました。

（後略）

第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

当社の株式事務の概要は、以下のとおりであります。

事業年度	毎年5月21日から翌年5月20日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月20日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	11月20日 5月20日
1単元の株式数(注)1	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新株交付手数料	-
単元未満株式の買取り(注)1	
取扱場所	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、官報に掲載してする。(注)2
株主に対する特典	該当事項はありません

(注)1. 当社定款の定めにより、単元未満株式を有することになる株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 当社は、テクニカル上場に伴い、同日までに定款を変更し、当社の公告方法を電子公告とする予定です。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする予定です。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載する予定であり、そのアドレスは次のとおりとする予定です。<http://www.kusuri-aoki.co.jp>

(訂正後)

当社の株式事務の概要は、以下のとおりであります。

事業年度	毎年5月21日から翌年5月20日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月20日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	11月20日 5月20日
1単元の株式数(注)1	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新株交付手数料	-
単元未満株式の買取り(注)1	
取扱場所	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、官報に掲載してする。(注)2
株主に対する特典	該当事項はありません

(注)1. 当社定款の定めにより、単元未満株式を有することになる株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 当社は、テクニカル上場に伴い、当社の公告方法を電子公告とする予定です。平成28年11月4日開催の当社臨時株主総会において、当社の公告方法を電子公告とする定款変更が承認されました。かかる定款変更は、本株式交換の効力発生を条件として、同年11月21日に発生することを予定しております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする予定です。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載する予定であり、そのアドレスは次のとおりとする予定です。<http://kusuri-aoki-hd.co.jp>